

香川県環境保健研究センター-ESCO 事業提案の審査結果について

香川県では、県環境保健研究センターにおける老朽化設備の更新に併せて、省エネルギー化を図ることを目的に、優れたノウハウを有する ESCO (Energy Service Company) 事業者から、設計・施工・監理、運転管理指針及び維持管理等に関する一括提案の公募を行った。

応募は 1 者からあり、「香川県環境保健研究センター-ESCO 事業提案募集要項」及び「香川県環境保健研究センター-ESCO 事業提案審査要領」に基づき提案内容を厳正に審査した結果、四電エナジーサービス株式会社を最優秀提案者として選定した。

選定された提案は、「快適な執務・研究環境の実現」を目指し、空調については現行のセントラル方式から個別方式へ変更、高効率型空調機器を採用し、さらに BEMS (ビル・エネルギー管理システム) の導入により空調機のデマンド監視及び自動制御を実現することで利便性向上と高効率化を図るとともに、全照明設備の LED 化により、最大限の省エネ・省 CO₂ 効果を実現するものであった。

加えて研究施設という特性を考慮した工事対応や、10 年間の維持管理期間終了後の引継ぎ対応など、施設に対する適切な配慮がなされ、バランスのとれた提案であると評価された。

今後、今回選定した最優秀提案者を香川県環境保健研究センター-ESCO 事業における優先交渉権者とし、詳細設計のための協議を実施する。

1 審査結果及び提案内容について

最優秀提案者	四電エナジーサービス株式会社
評価点数	391.3 点 (450 点満点)

設計・施工・工事サービス料	218,318,900 円
維持管理・計測検証サービス料 (10 年間)	38,860,000 円
光熱水費削減保証額	3,855,000 円/年
エネルギー削減量	1,804,000 MJ/年
エネルギー削減率	15.26 %
CO ₂ 削減量	109 t-CO ₂ /年
CO ₂ 削減率	16.44 %
提案項目	
	・熱源更新及び高効率空調機器の導入
	・照明設備の LED 化
	・BEMS の導入及び中央監視装置の更新

2 公募概要

令和4年5月23日	第1回香川県環境保健研究センター-ESCO 事業提案審査会 ・提案募集要項等に関する審議
令和4年6月16日	公募開始
令和4年7月14日	現場ウォークスルー調査
令和4年9月30日	ESCO 提案書受付締切
令和4年10月25日	第2回香川県環境保健研究センター-ESCO 事業提案審査会 ・提案事業者プレゼンテーション ・最優秀提案者の選定

3 参考

別紙1 香川県 ESCO 事業提案審査会設置要綱

別紙2 香川県環境保健研究センター-ESCO 事業提案審査会委員名簿

香川県 ESCO 事業提案審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県が実施する ESCO 事業（公共建築物の設備改修において、民間の資金と技術等を活用し、省エネルギー化を図るために実施する事業をいう。以下「ESCO 事業」という。）を客観的かつ公正に審査するために設置する香川県 ESCO 事業提案審査会（以下「審査会」という。）の組織及び設置について必要な事項を定める。

(事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 応募者の応募資格の確認に関すること。
- (2) 事業提案の審査、最優秀提案者及び優秀提案者の選定に関すること。
- (3) その他 ESCO 事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は7人以下の委員をもって組織し、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その業務を終えた後も同様とする。

(接触及び利害関係に関する申告等)

第7条 委員は、本件の評価に関し提案者と接触及び利害関係を有する場合には、その旨を事務局へ申告しなければならない。

2 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

(報償)

第8条 委員の報償は、附属機関を構成する委員その他の構成員の報償等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)別表第1号の表の香川県環境審議会の委員の報酬に準じて支給する。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、香川県環境森林部環境政策課で処理する。

(評価・選定方法)

第10条 事業提案者の評価は、審査基準に設定された配点により行う。

(審査基準)

第11条 評価項目及び配分等を定めた審査基準は、審査会において決定する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

香川県環境保健研究センターESCO 事業提案審査会委員

会 長	山本 高広	香川大学創造工学部 (建築環境工学・建築設備工学)
委 員	大地 康弘	エネルギー管理士
	塚本 秀和	公認会計士
	安藤 暢英	香川県総務部次長 (兼) 営繕課長
	香西 清弘	香川県環境保健研究センター所長
	石川 昌宏	香川県環境森林部環境政策課長